

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年9月まで

昭和58年度分の保険料は、当時居住していたA市が発行していた納付書で、3か月ごとの期別に金融機関の窓口で納付していた。同年度の2期分から4期分の領収書があり、さらに、同年度の4月から9月までの保険料を納付した別の領収書があった。1期分の領収書は無くしたが、このころは1年分の用紙（納付書）4～5枚が綴られていたことを記憶しており、全期間納付したはずである。6か月分の保険料を二重に納付したことになっているので社会保険事務所に返還を求めたが、還付はできないと言われた。過去に還付された記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の一部について、国民年金保険料を納付したことを示す金融機関の領収印が押印された現年度納付書の領収書と申立期間の保険料を過年度納付した領収証書（郵便局領収印）を所持しているが、現年度保険料の領収書は、申立期間の翌年である昭和59年7月27日の領収印が押印され、通常は領収できない時期の日付となっており、市及び指定金融機関では、このような場合は該当者に返金するとしているものの、申立人が所持している領収書には領収印を抹消した形跡は無く、申立人に保険料額が返金されたことをうかがわせる事情も認められない。

また、被保険者台帳では、申立期間の保険料は過年度納付された記録となっているが、過年度納付であることを示す押印の年月が、申立人が過年度納付した昭和59年9月の前月付けとなっているなど記録整理に不自然な点がみられ、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められるとともに、当該期間の国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、昭和49年1月から同年3月までの期間についての納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。

申立期間中は、A市B区に住んでいた時期であり、定期的に納付通知書を持参して区役所で保険料を納付した。領収書を受け取ったと思うが、現在は手元に残っていない。

しかし、申立期間については納付済みのはずなので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、昭和38年*月の20歳到達時から国民年金保険料をすべて納付しており、43年2月に婚姻して以降も、国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は見られないことから、途中で3か月分だけ国民年金保険料を納付しない特段の事情はうかがえず、申立期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、納付書に基づきA市B区役所で納付したとする申立内容は、申立期間当時の保険料の取扱いと合致しており、不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和57年5月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額記録については、12万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和57年5月から同年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月1日から53年1月14日まで
② 昭和53年8月1日から54年5月19日まで
③ 昭和54年6月9日から57年10月1日まで

社会保険事務所にA社、B社に勤務していた時の標準報酬月額を確認したところ、給料明細書の額と差があった。特に、B社での記録が9万8,000円となっているのは納得できない。給料明細書を添付するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給料から控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。
- 2 申立期間③のうち、昭和57年5月から同年7月までの期間については、給料明細書において確認できる申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、保険料控除額に基づく標準報酬月額より高い額となっていることが確認できることから、保険料控除額に基づく標準報酬月額により判断すると、保険料控除額に基づく標準報酬月額は12万6,000円であり、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額(11万8,000円)より高い額となっているこ

とから、B社における当該期間の標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料は無いことから不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

一方、申立期間②及び③のうち昭和54年2月及び同年3月、同年8月から同年11月までの期間、55年1月から同年6月までの期間、同年8月から56年11月までの期間、57年2月及び同年3月、同年8月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が給料から控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致するか、又は同標準報酬月額を超えていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、昭和53年8月から54年1月までの期間、同年4月、同年6月及び同年7月、同年12月、55年7月、56年12月及び57年1月、同年4月、同年9月については、申立人から給料明細書の提出が無く、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と、事業主が給料から控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とについての検証はできない。

3 申立期間①について、A社が保管する昭和51年12月及び52年10月の厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書によると、当該事業所が届け出た申立人の標準報酬月額は、それぞれ18万円及び15万円であることが確認でき、社会保険事務所に保管する当該事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、事業主からの届出に基づく金額が記録されたものと判断できる。

また、申立人から提出された給料明細書により確認できる申立期間①の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、昭和51年12月、52年6月及び同年7月は18万円、同年8月から同年10月までの期間及び同年12月は15万円であり、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できることから、申立期間①については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（前身は、B事業所）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月19日であったと認められることから、喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間が昭和19年4月1日から20年4月1日までしか無いが、当該事業所へは19年4月にC職として入社し、20年7月4日の空襲で当該事業所が焼失した後も当該事業所跡地で整理業務に従事していたため少なくとも同年8月末ころまでは在籍していた。

給与明細書等証明できるものは残っていないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年4月1日から少なくとも20年8月末ころまではA社において、C職として勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）に加入していたと主張しているが、社会保険庁が管理するオンライン記録では、同年4月1日付けで当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、新たに存在が確認された地元社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人を含む大部分の被保険者について資格喪失日は記入されていないものの、申立人の標準報酬については昭和19年12月1日まで記録されている上、申立期間当時の複数の同僚が「20年4月以降、同年7月4日の空襲（以下「空襲」という。）で当該事業所が焼失するまでは自分及び周りで勤務していた同僚の勤務形態及び業務内容に変

わりはなかった。」旨の供述をしており、申立人が空襲で当該事業所が焼失するまでの期間において当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失する事情は確認できないことから、申立人は同年7月4日まで当該事業所の同資格者として当該事業所で勤務していたことが推認できる。

また、申立人の空襲後から戦後しばらくまでの間、焼失したA社跡地での勤務状況に係る主張が、調査に協力が得られた申立期間当時のすべての同僚の供述と整合し、当該同僚の中には空襲以前から申立人と一緒に勤務していたと供述する者が含まれる上、当該供述が具体的な部分まで文献の内容と一致していることから判断すると、申立人は、空襲でA社が焼失した後も継続して勤務していたことを認めることができる。

さらに、申立期間当時の同僚がA社から最後に給与が支給された際に退職金と厚生年金保険被保険者証を手渡されたことを記憶している上、当該時期が昭和20年9月であることをうかがわせる供述をしていること、供述が得られた同僚及び文献で申立期間同時に申立人と同様の勤務をしていたことが確認できる者を含む社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日が記入されている者の同資格喪失日が同年9月19日となっていることから判断すると、申立人は、申立期間を含む同年9月18日までの期間は当該事業所の厚生年金保険被保険者であり、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険事務所のオンライン記録では、申立人は昭和19年4月1日付けでA社の厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年4月1日付けで同資格を喪失したこととなっている。これはA社の前身であるB事業所を所管していた社会保険事務所が保管する当該事業所の「事業所別被保険者名簿」をもとに整備されたものと考えられるが、当該名簿は様式上に28年に施行された日雇労働者健康保険法に係る記述があることから、同年以降に復元されたものと考えられる上、当該名簿の原本が戦災によりすべて焼失し、地元社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の存在も把握できず資格喪失日が確認できなかったことから、D工場^{しやう}設置に伴いA社E工場（旧B事業所）が同^{しやう}工場施設となった20年4月1日をもって資格喪失日に設定したものであると推認できる。

一方、前述のとおり地元社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、B事業所「事業所別被保険者名簿」において、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和20年4月1日付けである旨のみ記されている申立人を含む多くの被保険者について標準報酬が記録されているだけでなく、供述が得られた申立期間当時の同僚のうち、当該事業所を辞めてF生となった旨の供述をしている者が記憶している当該事業所の辞職時期と当該同僚の当該事業所の同資格喪失日とが整合する上、文献で紹介されて

いる申立期間当時において、A社の厚生年金保険被保険者であった地元経済界では著名な地元企業の創業者の空襲から終戦を経て起業に至るまでの事情が、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記されている記録と整合することなどから、地元社会保険事務所が保管する当該事業所の同名簿に記されている事項は事実に基づく記録と考えられるため、B事業所の「事業所別被保険者名簿」をもとに整備されたものと考えられる社会保険庁が管理するオンライン記録上の当該事業所の資格喪失日は事実と異なるものとは認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実と異なる喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上が経過した今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が昭和20年9月19日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、昭和20年4月から同年8月までの期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年6月から同年7月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を同年8月12日に訂正し、同年6月から同年7月までの期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和44年6月から同年7月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月1日から同年11月1日まで
: ② 昭和44年6月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、両申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらったが、A病院にはB会を退職した翌日に受付事務員として就職し、事業主がA病院と同一である社会福祉法人C会の「特別養護老人ホームD（以下「D」という。）」へ異動となるまで勤務し、その間、給料は院長の奥様から直接手渡されており、給料袋には、毎月の保険料控除が書かれていたと思われるメモが同封されていたはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、社会保険事務所が保管する申立人に係るA病院の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和43年11月1日の被保険者資格取得日から47年10月までの標準報酬算定結果が記録された後に44年6月1日に厚生年金保険被保険者資格が喪失したものとして訂正されていること、その後、事業主が申立人の給与から控除した厚生年金保険料を申立人に対して還付した事実が確認できる書類及びそれをうかがわせる供述が無い上、当該原票では申立人の健康保険証が申立人から返納されていない旨が記録（滅失）されていることから、申立人は当該保険料を事業主から還付さ

れていないと考えることが自然であること、及び社会保険事務所の記録によりA病院が厚生年金保険適用事業所となったことが確認できる37年6月1日から当該事業所において厚生年金保険被保険者であった者を含む複数の同僚の「申立人は申立期間②当時において、開設準備及び運営開始直後で混乱していたDへ応援に行っており、A病院とDの両方で勤務していた。」旨の供述があり、申立人は申立期間②を含みEの厚生年金保険被保険者資格取得日である同年8月12日までの期間においてA病院の厚生年金保険被保険者としてFの応援業務に従事していたと判断することが妥当であることから、申立人は、当該期間においてもA病院に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人がA病院の次に勤務したEが保管する職員台帳（人事記録）では、申立人は昭和44年5月にA病院を退職し同年6月7日付けで同施設に採用されたこととなっており申立人には両事業所での勤務期間の間にいずれの事業所にも属さない少なくとも6日間の期間がある旨記録されているものの、申立期間当時の同僚は「申立人は申立期間②当時において、開設準備及び運営開始直後で混乱していたDへ応援に行っており、A病院とEの両方で勤務していた。」旨の供述をしているなど、申立期間②当時において申立人にA病院及びEのいずれにも属さない期間が存在する事情は確認できない上、現在同施設に当該台帳が保管されている者であって同施設開設当時に採用された11人のうち、採用日が社会保険庁が管理するオンライン記録上の前職の厚生年金保険被保険者資格喪失日より前の日付となっている者が3人確認でき、当該台帳の信頼性に疑問があることから、当該台帳の記載事項のみをもって申立人の申立期間②当時の事情を判断することは適当ではない。

また、昭和44年6月から同年7月までの期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人に係るA病院の厚生年金保険被保険者原票が取消訂正される前の同年6月から同年7月までの期間に係る標準報酬算定記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、これを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったことは認められない。

- 2 申立期間①については、申立人が申立期間①においてA病院で勤務していたことを記憶している申立期間①当時の同僚が確認できないこと、当該事業所の現在の事業主は申立期間①当時の事情は承知しておらず、申立期間①当

時の関係資料は廃棄されていることから、申立期間①当時の申立人の勤務の実態は確認できない。

また、申立人がA病院の次に勤務したDが保管する職員台帳（人事記録）の職歴欄には申立人は昭和43年10月にA病院に採用されたこととなっているものの、当該台帳には申立人がA病院からDへの異動時に両事業所のいずれにも属さない不自然な期間が少なくとも6日間存在する旨記録されている上、現在同施設に当該台帳が保管されている者であって同施設開設当時に採用された11人のうち、採用日が社会保険庁が管理するオンライン記録上の前職の厚生年金保険被保険者資格喪失日より前の日付となっている者が3人確認でき、当該台帳の信頼性に疑問があることから、当該台帳の記載事項のみをもって申立人の申立期間①当時の事情を判断することは適当ではない。

さらに、社会保険事務所が保管するA病院の厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険適用事業所となった日から申立期間①のころまでに当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得したこととなっている60人のうち、協力が得られた10人に対し当該事業所の採用時期について調査を行ったところ、2人について本人が認識している採用時期と当該原票に記録されている同資格取得日とが整合していないことが確認できることから、申立期間①当時、当該事業所においては、採用後しばらくの間は同資格を取得させない処遇が存在していたことが推認できる上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から同年10月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について国民年金に未加入であるとの回答を受けたが納付できない。

昭和49年8月に勤めていた会社が倒産し、失業した後、同年10月に別の事業所で翌11月から就職できる見通しがついた。その際に、以前から報道等で国民年金に加入していた方が得だと認識していたため、同年10月末にA市役所B出張所へ出向き、窓口で国民年金への加入手続を済ませ、その場で3か月分の国民年金保険料を現金で納付した。

国民年金手帳を受け取った記憶は無く、納付した国民年金保険料の金額は記憶していないが、3か月分であったので、大きな金額ではなかったと思う。

申立期間当時には、国民健康保険にも加入していたと思うが、そのことははっきりと覚えていない。しかし、昭和49年10月に国民年金保険料を納付したことははっきりと覚えている。

申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所B出張所で国民年金加入手続をし、その場で保険料を現金で納付したと主張しているが、申立期間当時、A市においては、出張所では現金納付の受付を行っておらず、現金を預かることもしていなかったことが確認でき、申立内容と相違している。

また、現在確認できる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年12月以降に払い出されたものであり、申立人も、「申立期間中に国民年金手帳を受

け取った記憶は無い。」としている上、昭和 49 年 8 月から同年 12 月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人が当該期間中に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は確認できなかったことから、申立期間中には国民年金の加入手続きがとられていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 19 日から同年 6 月 4 日まで
年金の加入状況を知るため、社会保険事務所で加入記録を確認したところ、A汽船株式会社における船員手帳に記載されている雇入日と船員保険の被保険者資格の取得日が違っていた。

A汽船株式会社においては、船員手帳に雇入日として記載された昭和 47 年 2 月 19 日から 48 年 4 月 20 日まで勤務していたにもかかわらず、同社での船員保険の資格取得日は、47 年 6 月 5 日となっているので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記録により、申立人がA汽船株式会社において、昭和 47 年 2 月 19 日から勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所が保管するA汽船株式会社の被保険者名簿において、申立人が船員保険の被保険者資格を取得しているのは、昭和 47 年 6 月 5 日であることが確認できる上、同社から提出された船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、事業主は同日を申立人の船員保険の資格取得日として届け出ていることが確認できる。

また、申立人の船員保険被保険者の資格取得日と船員手帳の雇入日が異なっていることについて、事業主は、「申立期間当時、船員保険の資格取得に関しては、試用期間があり、入社後ある程度の期間を経た後に手続きをしていたと思う。」と供述している上、社会保険事務所が保管するA汽船株式会社の船員保険被保険者名簿において、申立期間及び申立期間前後の昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 8 月 1 日までの期間に船員保険の被保険者資格を取得している同僚 58 人中、供述を得られた 27 人のうち 10 人は、

「申立期間当時、同社においては、入社後数か月の試用期間があった。」と供述している。

一方、供述を得られた 27 人の同僚のうち 6 人が、「A 汽船株式会社の雇入日と船員保険の資格取得日は一致している。」と供述していることから、社会保険事務所の保管する同社の船員保険被保険者名簿において、当該 6 人の職種を見ると、4 人が機関士又は航海士であり、残りの 2 人は、申立人と同じ甲板員であるが、社会保険庁の管理する記録によれば、甲板員である 2 人の同僚は、同社で勤務する以前にも船員保険の記録が確認できる。

これらを併せて判断すると、事業主は、機関士、航海士等の有資格者及び経験者については、雇入日から船員保険の被保険者資格を取得させ、それ以外の者については、一定期間の試用期間を経た後に船員保険の資格を取得させていたものと推認できる。

さらに、試用期間に事業主により給与から船員保険料が控除されていたか否かについて、事業主は、「申立期間当時は試用期間と思われ、保険料は控除していないと思う。」と供述している上、試用期間があったとの供述を得られた 10 人の同僚は、全員、「試用期間に船員保険料が控除されていたかどうかはわからない。」と供述している。

加えて、事業主は、「申立期間当時の船員保険の取扱い等について、確認できる資料は無い。」と供述している上、申立人が船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 29 日から 40 年 10 月 11 日まで
社会保険事務所に年金記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があったが、昭和 36 年 11 月 1 日から 43 年 9 月 30 日までの期間は A 協会 B 放送局で継続して勤務しており、37 年 10 月 1 日付けで当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得しているにもかかわらず申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 協会 B 放送局で勤務していたことは、申立人から提出された申立期間当時の同僚と一緒に撮影された写真及び申立期間当時の複数の同僚が申立人を記憶している旨の供述していることから推認できるが、申立人は当該事業所で臨時職員として勤務していたと主張しており、申立期間当時の申立人を記憶している同僚の一部もそれを裏付ける供述をしている。

また、A 協会に保管されている人事記録では、申立人は同協会 B 放送局において、同協会及び当該事業所が臨時職員としては最も正社員に近い処遇であったとする「長期用員（事務）」として昭和 37 年 10 月 1 日付けで採用され、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票では同日付けで当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得したこととなっているが、同原票上で同資格の喪失日が 39 年 12 月 29 日となっているにもかかわらず、当該人事記録において申立人は 38 年 3 月 31 日付けで解雇されたこととなっており当該記録以外に当該事業所で雇用された記録が確認できないこと、前述のとおり申立期間において勤務

が推認できることを併せて判断すると、申立人の当該事業所での雇用条件が同年4月1日以降変更されたものとするのが妥当である。

さらに、A協会の現在の厚生年金保険等担当者は、臨時職員（アルバイト）の厚生年金保険及び雇用保険への加入の要否について、「それぞれの制度に照らし、雇用条件に応じた取扱いをしている。」、「同一人物との間で連続して雇用契約を締結し、結果としてその者を複数年にわたって雇用することとなっても個々の雇用契約（条件）に基づき判断している。」旨の供述をしている上、当該取扱いについて「全国のA協会各放送局共通の取扱いであり申立期間当時も同様である。」とも供述していることから、当該事業所の事務関係部署のいわゆる「仕事納め」である昭和39年12月28日をもって当該事業所と申立人との雇用契約が終了し、その翌日付けで申立人が当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失したこととなっていること、40年1月以降同年10月10日まで申立人は厚生年金保険及び雇用保険のいずれにも加入できない条件で当該事業所に雇用されたと考えることに不自然さは無い。

加えて、申立人は、昭和39年12月29日付けでA協会B放送局の厚生年金保険被保険者資格を喪失して以降、40年10月10日までは厚生年金保険及び雇用保険のいずれも被保険者としての記録は確認できないが、同年10月11日から43年9月30日までの期間、申立人はA協会B放送局において雇用保険の被保険者となっており、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の厚生年金保険被保険者記録と整合することから、40年10月11日をもって当該事業所における申立人の雇用条件が変更され、申立期間当時、当該事業所においてA協会及び当該事業所の現在の担当者の供述どおりの手続が行われていたことが推認できる。

また、A協会B放送局で申立期間当時に在籍していた職員は既に全員退職し、申立期間当時の臨時職員（アルバイト）の事情を確認できる書類はすべて廃棄されている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。